

函館市海外展示商談会出展補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市海外展示商談会出展補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 展示商談会

商品見本、カタログ、パネル等の展示をして、企業との商談を行う展示会、見本市等であって、消費者向けの販売を行わないものとする。

(2) 中小企業者等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する法人格を有する中小企業者、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合および協同組合連合会、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合および農事組合法人ならびに水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合および水産加工業協同組合とする。

(目的)

第3条 補助金は、海外で開催される展示商談会の参加に要する経費の一部を補助することにより、市内中小企業者等の海外への販路拡大を促し、もって経営基盤の強化を通じ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自社で製造または販売する商品の販路拡大を目的として市内に事務所または事業所（以下「事務所等」という。）を有する中小企業者等であって、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者とする。

(1) 旅費以外の補助金

ア 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）に係る展示商談会への出展が決定している者であること。

イ 市税を滞納していない者であること。

ウ 補助対象事業について、他の補助金等の申請をし、または交付を受けていない者であること。

(2) 旅費の補助金

ア 前号アからウまでの要件を満たす者であること。

イ 旅費の補助金に係る渡航の目的が、函館市が海外有望市場として指定す

る国または地域で開催される展示商談会への参加に伴う直接的なものであること。

ウ 旅費の補助金に係る渡航をする中小企業者等の従業員（以下「渡航者」という。）が、函館市が指定する海外ビジネス人材育成セミナー等を修了し、かつ申請の対象となる展示商談会が、当該セミナーの修了の日から修了の日の属する年度の翌年度3月31日までの期間に開催されるものであること。

- 2 複数の中小企業者等が、連携した共同の団体（以下「共同体」という。）として、1つの出展スペースを共同で使用する場合は、共同体の構成員すべてが、前項各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める要件（前項第2号に掲げる補助金において、旅費の補助金に係る渡航をする者が属する中小企業者等以外の中小企業者等にあつては、同号アに限る。）を満たす場合のみ、その共同体を補助対象者とする。

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業は、海外で開催される展示商談会へ販路拡大を目的として出展する事業で、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

（1）日本の公的な輸出支援機関が主催または後援する展示商談会へ出展するもの

（2）日本の公的な輸出支援機関が展示商談会へ出展する展示ブースに参加するもの

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に必要とする別表1および別表2に掲げる経費とする。

なお、前条2号の展示ブース設置者が補助対象者に対して参加料等の減免支援を行う場合は、その額を控除した額を補助対象経費とする。

（旅費以外の補助金の額等）

第7条 旅費以外の補助金（以下この条において「補助金」という。）の補助率は、別表1に掲げる経費の2分の1以内とする。

- 2 補助金の額は、50万円を上限とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、食品を出展対象とする展示商談会に出展する場合にあつては、30万円を上限とする。（補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）
- 3 過去に展示商談会への出展により補助金の交付を受けた者（以下「過去の受給者」という。）が当該展示商談会と同一と認められる展示商談会（以下「同一商談会」という。）への出展により補助金の交付を受けようとする場合、当該補助金の額は前項に規定する額の2分の1を上限とする。
- 4 補助金の交付は、1年度中に1補助対象者当たり1回に限るものとする。

5 第3項の規定による補助金の交付は、1補助対象者当たり2回に限るものとする。

6 共同体に対して交付する補助金の額は、第2項に規定する額を上限とする。ただし、当該共同体に過去の受給者がいる場合であって、同一商談会への出展により当該共同体が補助金の交付を受けようとするときは、第2項に規定する額の2分の1を上限とする。

7 共同体に補助金の交付を1年度中に既に受けた者がいる場合は、当該共同体に対し補助金を交付しないものとする。共同体に過去の受給者で同一商談会への出展による補助金の交付を既に2回受けたものがある場合も、同様とする。
(旅費の補助金の額等)

第7条の2 旅費の補助金(以下この条において「補助金」という。)の補助率は、別表2に掲げる経費の2分の1以内とする。

2 補助金の額は、10万円を上限とし、予算の範囲内において市長が定める額とする。(補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

3 補助金の交付は、渡航者1名につき1回に限るものとする。また1年度中に1補助対象者当たり渡航者1名分を1回に限り交付するものとする。

4 共同体に対して交付する補助金の額は、第2項に規定する額を上限とする。
(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、別記第1号様式の申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象者の概要(別記第2号様式)

(2) 補助事業等の計画書(別記第3号様式)

(3) 補助事業等の収支予算書(別記第4号様式)

(4) 補助事業等の支出経費の内訳(別記第5号様式)

(5) 出展決定通知書類

(6) 出展先の展示商談会の概要が確認できる書類

(7) 出展商品の内容が確認できる書類

(8) 市内に事務所等を有することを確認できる書類

(9) 市税を滞納していないことを証する書類

(10) その他市長が必要と認める書類または図面

(11) 旅費の補助を申請する場合は、函館市が指定する海外ビジネス人材育成セミナー等を修了したことを確認できる書類

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに別記第6号様式の報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1) 補助事業等の実績書(別記第7号様式)

- (2) 補助事業等の収支決算書（別記第8号様式）
- (3) 補助事業等の支出経費の内訳（別記第9号様式）
- (4) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる書類またはその写し
- (5) 事業実施に係る記録写真等の実績を明らかにする報告書類
- (6) その他市長が必要と認める書類または図面
（補助金の交付）

第10条 補助金の交付については、額の確定後に交付するものとする。

（事業内容の公表）

第11条 市長は、第9条に規定する書類の内容を公表することができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第3項、第5項、第6項ただし書および第7項後段の規定は施行日以後に補助金の交付を受けた者が再度補助対象者または共同体の構成員として補助金の交付を受けようとする場合について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症の影響による申請対象の特例）

2 第4条第1項第2号に規定する補助対象者について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月中に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）およびそのまん延防止のため、渡航先において入国制限または入国に際して条件・行動制限措置がとられる場合および日本入国時に行動制限措置がとられる場合、申請の対象となる展示商談会の開催時期は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象経費	備 考
1 出展スペースの賃借料	出展料・小間代・ブース代等
2 出展スペースの造作経費	電気工事・装飾工事等
3 展示商談会期間中の通訳料	
4 サンプル・パンフレット・備品等の 輸送経費	
5 外国語版ホームページおよびパンフ レット等の制作費	翻訳料（英語および出展する現地 公用語に限る）・印刷費を含む
6 出展に要する機器・備品類の使用料	
7 出展に要する消耗品類の購入費	
8 その他市長が必要と認める経費	

別表 2

補助対象経費	備 考
旅費	函館市内を発着とし，展示商談会の開 催地を目的地とする旅程において，合理 的かつ妥当なものと認められる航空賃お よび宿泊費とする。